

株主各位

第99回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

日本化学産業株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、シンプル庇、郵便ポスト、手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほか産業用金属加工製品

(2) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都台東区
	大 阪 支 店	大阪市中央区
	名 古 屋 支 店	名古屋市千種区
	埼 玉 工 場	埼玉県草加市
	青 柳 工 場	埼玉県草加市
	福 島 第 一 工 場	福島県双葉郡広野町
	大 利 根 工 場	埼玉県加須市
	R & D セ ン タ ー	埼玉県草加市
	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベトナム国ハノイ市
子 会 社	サイアム・エヌケーエス CO.,LTD.	タイ国アユタヤ県

(注) 名古屋支店の住所につきましては、2024年3月18日に愛知県名古屋市中区新栄二丁目16番13号から愛知県名古屋千種区今池三丁目13番13号（ビル名：ICHIKO名古屋ビル）に移転しております。

(3) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
448名	6名増

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
384名	4名増	42歳5ヵ月	16年4ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(4) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	114
株式会社きらぼし銀行	56

百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,280,000株（自己株式767,141株を含む）
- (3) 株主数 2,328名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日 化 産 取 引 先 グ ル ー プ 持 株 会	2,198	11.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,183	6.06
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	5.12
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	970	4.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	786	4.03
に っ か さ ん 従 業 員 持 株 会	727	3.72
E S G 投 資 事 業 組 合	663	3.39
住 友 不 動 産 株 式 会 社	591	3.03
住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社	541	2.77
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	490	2.51

- (注) 1. 当社は自己株式767千株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主に含めておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 【役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度】の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式68千株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	13,370株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(2)⑤業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得・消却について

当社は株主還元の充実並びに資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、2023年6月14日開催の取締役会決議に基づき、当事業年度中に当社普通株式300,000株を取得しました。また、2023年6月14日開催の取締役会決議に基づき、2023年7月31日に当社普通株式400,000株を消却しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 23,000 千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | |

23,000 千円

- ③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績及び監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況

(1) 基本方針について

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、その基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、適宜改訂を行っており、下記は最新の決議の内容となります。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守（コンプライアンス）は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、全社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認及び問題点の指摘並びに改善を行う。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法を定める。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。
内部監査部門による内部監査の際、リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については経営会議において、実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。
取締役会での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、代表取締役社長、各執行役員、各部門長等が行う。
- 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部統制に関する現行の諸規程等（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程他）を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証するとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。

内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。

「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談ができるシステムを構築する。

6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。

連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図る。

連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款及び社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。

内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、監査室長に監査室員の派遣を要請できるものとする。

8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号における監査室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
常勤監査役は取締役会、経営会議に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、事業の遂行状況等の報告を受ける。

上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。

11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

(2) 運用状況について

上記基本方針に基づき、内部統制システムを構築しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりとなっております。

1) コンプライアンス関係

基本方針1)の体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員・従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認及び問題点の改善を行っております。

更に、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談ができる体制を構築しております。

2) 情報管理関係

基本方針2)の体制整備を目的とし、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存、管理を含め、実施しております。

3) リスク管理関係

基本方針3)の体制整備を目的とし、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等のリスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大規模洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク重点課題の設定・進捗確認等を行い、リスク管理強化を図っております。

4) 財務報告の信頼性の確保関係

基本方針5)及び金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性の確保の体制整備を目的とし、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定す

るとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても内部統制に係る重要な業務の文書化及び諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。更に内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告及びこれを取締役会、監査役に報告するとともに、当該部門で是正作業を実施し、内部統制の改善に努めております。

5) 当社の企業集団における内部統制システム関係

基本方針6)の体制整備を目的とし、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社においても、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程等の諸規程の整備、及び内部通報制度を整備する等、内部統制システムを構築しております。また、連結対象子会社であるサイアム・エヌケーエス社を含めた範囲で財務報告に係る内部統制について評価を行い、有効性を確認しております。

6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして2021年6月25日開催の定時株主総会において、「第六回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年6月28日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、2021年5月14日付「第六回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧ください。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進むなかで、買収対象企業の同意を得ることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下、「買付提案」といいます。）が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収のなかには、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

したがって、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、1946年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を1948年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しております。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発を更に追求し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場・埼玉工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新

たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものとしたと考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置付けて実践しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、当社は取締役会を経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、少数の取締役(2024年3月31日現在で社外取締役3名を含む8名)全員が原則として月1回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるきめ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での適切かつ迅速な意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために努力しております。また、2020年2月27日には社内取締役及び独立社外取締役3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役とする「指名報酬委員会」を設置し、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図っております。また、当社は業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会で決定した基本方針に従って業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって、15%を超える議決権割合を有する者になったことを示す公表がすべてなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がすべてなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社株券等の議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループに属する者以外の者のみが行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の当社の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記 (2) の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値の向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。したがって、上記 (2) の取組みは上記 (1) の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記 (3) の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記 (3) の取組みは、上記 (1) の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記 (3) の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権

の無償取得の可能性が確保されていること（デッドハンド性の否定）、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置され、その勧告を最大限尊重することとされていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定（3年間）していること（サンセット条項）、⑧当社取締役の任期が1年とされており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員としての地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	1,059,147	38,609,959	△790,463	39,912,643
当期変動額					
剰余金の配当			△632,408		△632,408
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,742,894		1,742,894
自己株式の取得				△374,497	△374,497
自己株式の処分				18,714	18,714
自己株式の消却		△316,795		316,795	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△316,795	1,110,486	△38,987	754,703
当期末残高	1,034,000	742,352	39,720,445	△829,450	40,667,347

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	2,888,543	521,508	40,214	3,450,267	43,362,911
当期変動額					
剰余金の配当					△632,408
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,742,894
自己株式の取得					△374,497
自己株式の処分					18,714
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,108,068	253,274	181,864	1,543,207	1,543,207
当期変動額合計	1,108,068	253,274	181,864	1,543,207	2,297,911
当期末残高	3,996,612	774,783	222,079	4,993,475	45,660,822

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.
- (2) 非連結子会社の名称
株式会社川口ニッカ
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
株式会社川口ニッカ
持分法を適用しない理由
当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産 主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定率法、在外連結子会社は定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分がないためすべて純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、薬品事業及び建材事業において、主に製品及び商品を販売し、当該製品及び商品を顧客に提供することを履行義務としております。また、一部商品については他の当事者により顧客に当該商品を提供するように手配することを履行義務としております。これらの販売又は手配は引渡時点において顧客に当該製品及び商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から顧客に当該製品及び商品に対する支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時において収益を認識しております。

取引価格の算定については、製品及び商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、顧客への商品の提供に対する役割を判断した結果、代理人として行われる取引については、顧客から受け取ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「生命保険積立金」（前連結会計年度457,539千円）及び「保険積立金」（前連結会計年度2,126千円）は明瞭表示のため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」（前連結会計年度37,716千円）は明瞭表示のため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」（前連結会計年度172,642千円）に含めて表示しておりました「不動産賃貸料」（前連結会計年度70,276千円）、は明瞭表示のため、当連結会計年度においては、「不動産賃貸料」として独立掲記しております。

II 追加情報

(役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。また、本制度は、2023年8月29日の取締役会において延長することが決議されました。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は95,774千円、株式数は68,885株であります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,520,895千円

2. 連結会計年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	124,208千円
支払手形	1,587千円
電子記録債権	39,103千円
電子記録債務	35,953千円

IV 連結損益計算書に関する注記

売上原価には、商品△196千円、製品△5,995千円、仕掛品1,608千円、原材料40,679千円、合計36,096千円の棚卸資産評価損（△は戻入益）が含まれております。

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末株 式数
発行済株式				
普通株式	20,680,000	—	400,000	20,280,000
自己株式				
普通株式	949,396	300,090	413,460	836,026

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式68,885株が含まれております。

(変動事由の概要)

発行済株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2023年6月14日の取締役会決議による自己株式の消却 400,000株

自己株式の増加数の主な内訳は、次の通りであります。

2023年6月14日の取締役会決議による自己株式の取得 300,000株
単元未満株式の買取による増加 90株

自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2023年6月14日の取締役会決議による自己株式の消却 400,000株
退任した取締役への株式給付による減少 13,460株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会(注) 1	普通株式	317,007	16.00	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年11月7日 取締役会(注) 2	普通株式	315,400	16.00	2023年9月30日	2023年12月5日

- (注) 1. 配当金の総額には、この配当金の基準日である2023年3月31日現在で[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式82,345株に対する配当金1,317千円が含まれております。
2. 配当金の総額には、この配当金の基準日である2023年9月30日現在で[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式68,885株に対する配当金1,102千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	585,385	30.00	2024年3月31日	2024年6月5日

(注) 配当金の総額には、この配当金の基準日である2024年3月31日現在で[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式68,885株に対する配当金2,066千円が含まれております。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては安全性の高い預金・金融資産に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの社内管理規定に従い取引先ごとの回収・残高管理を行うとともに、適宜、取引先の信用調査を行い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これに係る市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し取締役会に報告するとともに、適宜、発行体の財務状況を把握しております。

流動性リスクについては、当社グループでは月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券(*2)			
① 満期保有目的の債券	704,085	652,490	△51,595
② その他有価証券	9,144,351	9,144,351	－
(2) 長期預金	2,100,000	1,917,887	△182,112

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	53,821

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	19,687,270	－	－	－
受取手形	1,372,910	－	－	－
電子記録債権	610,593	－	－	－
売掛金	5,736,382	－	－	－
投資有価証券				
満期保有目的の債券（社債）	－	400,000	100,000	200,000
長期預金	－	－	－	2,100,000
合計	27,407,156	400,000	100,000	2,300,000

(注2) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	373,800	—	—	—	—	—
合計	373,800	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,116,131	—	—	9,116,131
投資信託	28,220	—	—	28,220
資産計	9,144,351	—	—	9,144,351

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	206,460	206,460
外国公社債等	—	—	446,030	446,030
長期預金	—	—	1,917,887	1,917,887
資産計	—	—	2,570,377	2,570,377

投資有価証券

投資有価証券のうち株式はすべて上場企業、投資信託はオープン基準価格を有する投資信託であり相場価格を用いて評価しております。上場株式、及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は、取引金融機関から提示された相場価格を用いて評価しております。当該相場価格は調整せずに利用しており、利用されている評価技法及びインプット等について取引金融機関に確認を行っております。観察不能なインプットがあるため、その時価をレベル3に分類しております。

長期預金

長期預金は期日前解約特約付預金（コーラブル預金）であり、取引金融機関から提示された相場価格を用いて評価しております。当該相場価格は調整せずに利用しており、利用されている評価技法及びインプット等について取引金融機関に確認を行っております。観察不能なインプットがあるため、その時価をレベル3に分類しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,348円33銭
1株当たり当期純利益	88円81銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）」が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、68,885株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、73,659株であります。

Ⅷ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

報告セグメント	報告セグメント		合計
	薬品事業	建材事業	
主たる地域市場			
国内	14,991,794	3,907,953	18,899,748
海外	3,544,303	—	3,544,303
顧客との契約から生じる収益	18,536,097	3,907,953	22,444,051
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	18,536,097	3,907,953	22,444,051

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	1,372,910
電子記録債権	610,593
売掛金	5,736,382
契約負債	876

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	50,126,536	(負債の部)	6,623,368
流動資産	29,796,008	流動負債	4,567,001
現金及び預金	18,556,643	支払手形	55,088
受取手形	1,372,910	電子記録債権	328,089
電子記録債権	610,593	買掛金	2,144,990
売掛金	5,024,476	短期借入金	373,800
商品及び製品	1,611,845	未払入金	258,156
仕掛品	1,286,568	未払費用	363,872
原材料及び貯蔵品	1,226,374	未払法人税等	356,872
その他	107,866	賞与引当金	420,000
貸倒引当金	△1,270	役員賞与引当金	35,000
固定資産	20,330,527	設備関係電子記録債権	37,086
有形固定資産	6,257,926	その他	194,044
建物	1,831,702	固定負債	2,056,367
構築物	248,220	繰延税金負債	1,539,099
機械及び装置	1,602,517	退職給付引当金	334,447
車両運搬具	18,244	役員株式給付引当金	95,328
工具、器具及び備品	168,962	資産除去債務	40,480
土地	2,388,278	その他	47,011
無形固定資産	122,588	(純資産の部)	43,503,168
ソフトウェア	66,875	株主資本	39,506,555
その他	55,713	資本金	1,034,000
投資その他の資産	13,950,012	資本剰余金	742,352
投資有価証券	9,894,258	資本準備金	337,867
関係会社株	953,712	その他資本剰余金	404,484
長期前払費用	261,617	利益剰余金	38,559,653
前払年金費用	157,296	利益準備金	258,500
長期預金	2,100,000	その他利益剰余金	38,301,153
その他	584,697	研究開発積立金	125,000
貸倒引当金	△1,570	配当準備積立金	55,000
		固定資産圧縮積立金	787,500
		別途積立金	35,150,500
		繰越利益剰余金	2,183,153
		自己株式	△829,450
		評価・換算差額等	3,996,612
		その他有価証券評価差額金	3,996,612
資産合計	50,126,536	負債純資産合計	50,126,536

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,428,263
売上原価	15,550,261
売上総利益	4,878,001
販売費及び一般管理費	2,896,716
営業利益	1,981,285
営業外収益	446,674
受取利息	7,307
有価証券利息	4,744
受取配当金	203,463
不動産賃貸料	77,653
為替差益	913
受取保険金	45,644
その他	106,948
営業外費用	44,334
支払利息	6,542
賃貸収入原価	32,320
その他	5,471
経常利益	2,383,626
特別利益	15,832
固定資産売却益	15,492
投資有価証券売却益	340
特別損失	50,346
固定資産除却損	50,346
税引前当期純利益	2,349,111
法人税、住民税及び事業税	718,000
法人税等調整額	△8,900
当期純利益	1,640,011

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						研究開発 積立金	配当準備 積立金
当期首残高	1,034,000	337,867	721,280	1,059,147	258,500	125,000	55,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却			△316,795	△316,795			
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	△316,795	△316,795	-	-	-
当期末残高	1,034,000	337,867	404,484	742,352	258,500	125,000	55,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	787,521	34,350,500	1,975,528	37,552,050	△790,463
当期変動額					
剰余金の配当			△632,408	△632,408	
当期純利益			1,640,011	1,640,011	
自己株式の取得					△374,497
自己株式の処分					18,714
自己株式の消却					316,795
固定資産圧縮積立金の取崩	△20		20	-	
別途積立金の積立		800,000	△800,000	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△20	800,000	207,624	1,007,603	△38,987
当期末残高	787,500	35,150,500	2,183,153	38,559,653	△829,450

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	38,854,734	2,888,543	2,888,543	41,743,278
当期変動額				
剰余金の配当	△632,408			△632,408
当期純利益	1,640,011			1,640,011
自己株式の取得	△374,497			△374,497
自己株式の処分	18,714			18,714
自己株式の消却	－			－
固定資産圧縮積立金の取崩	－			－
別途積立金の積立	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		1,108,068	1,108,068	1,108,068
当期変動額合計	651,820	1,108,068	1,108,068	1,759,889
当期末残高	39,506,555	3,996,612	3,996,612	43,503,168

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、薬品事業及び建材事業において、主に製品及び商品を販売し、当該製品及び商品を顧客に提供することを履行義務としております。また、一部商品については他の当事者により顧客に当該商品を提供するように手配することを履行義務としております。これらの販売又は手配は引渡時点において顧客に当該製品及び商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から顧客に当該製品及び商品に対する支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時において収益を認識しております。

取引価格の算定については、製品及び商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、顧客への商品の提供に対する役割を判断した結果、代理人として行われる取引については、顧客から受け取ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。

5. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」(前事業年度7,848千円)は明瞭表示のため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「生命保険積立金」(前事業年度457,539千円)及び「保険積立金」(前事業年度2,126千円)は明瞭表示のため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」(前事業年度37,716千円)は明瞭表示のため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」(前事業年度143,808千円)に含めて表示しておりました「有価証券利息」(前事業年度4,466千円)、「不動産賃貸料」(前事業年度70,276千円)、及び「為替差益」(前事業年度12,843千円)は明瞭表示のため、当事業年度においては、「有価証券利息」、「不動産賃貸料」、及び「為替差益」として独立掲記しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」(前事業年度41,008千円)に含めて表示しておりました「賃貸収入原価」(前事業年度32,593千円)は明瞭表示のため、当事業年度においては、「賃貸収入原価」として独立掲記しております。

II 追加情報

(役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。また、本制度は、2023年8月29日の取締役会において延長することが決議されました。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は95,774千円、株式数は68,885株であります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	6,162千円
短期金銭債務	2,101千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	17,398,644千円
-------------------	--------------

3. 事業年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

受取手形	124,208千円
支払手形	1,587千円
電子記録債権	39,103千円
電子記録債務	35,953千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

4,090千円

仕入高

128,326千円

営業取引以外の取引高（収入分）

29,948千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	949,396	300,090	413,460	836,026

(注) 当事業年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式68,885株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

2023年6月14日の取締役会決議による自己株式の取得	300,000株
単元未満株式の買取による増加	90株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2023年6月14日の取締役会決議による自己株式の消却	400,000株
退任した取締役への株式給付による減少	13,460株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	128,604千円
未払事業税	19,644千円
長期未払金	11,548千円
退職給付引当金	102,407千円
投資有価証券評価損	63,282千円
減損損失	87,292千円
減価償却費	145,182千円
貸倒引当金	388千円
資産除去債務	12,395千円
その他	58,250千円
繰延税金資産合計	628,995千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△48,164千円
固定資産圧縮積立金	△347,553千円
その他有価証券評価差額金	△1,763,855千円
資産除去債務	△8,521千円
繰延税金負債合計	△2,168,095千円
繰延税金負債の純額	△1,539,099千円

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,237円36銭

1株当たり当期純利益 83円56銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）」が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、68,885株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、73,659株であります。

VIII 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植木一彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植木一彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

日本化学産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田 豊 ㊟

監査役 花木 正義 ㊟

監査役 富山 正次 ㊟

監査役 小野寺文敏 ㊟

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役富山正次及び小野寺文敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上